

山梨県立大学における研究活動上の不正に係る調査の手続き及び不正行為に対する措置に関する取扱要項

(平成27年3月6日制定 大学第3107-1号)

(趣旨)

第1条 この要項は、「山梨県立大学における研究活動上の不正防止等に関する規程」(以下「不正防止規程」という。)第12条の規定に基づき、山梨県立大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為に係る調査の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口の設置)

第2条 不正行為の告発、相談を受ける窓口を「通報窓口」とし、事務局に設置する。

2 通報窓口の責任者は、事務局次長とする。

(通報の取扱い)

第3条 本学における研究活動において不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も通報することができる。

2 通報の方法は、書面、電話、ファックス、電子メール、面談によるものとする。

3 通報は悪意(被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく通報を防止するため、原則として顕名により行われるものとし、研究者の氏名、不正行為の態様等、その他事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されていなければならない。

4 匿名による通報及び通報の意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められた場合には、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

5 事務局次長は、通報窓口から通報を受け取ったときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(予備調査)

第4条 最高管理責任者は、前条第5項による報告を受けたとき及び研究活動における不正行為が疑われる事象があったときは、統括管理責任者に対して、次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。

(1) 不正行為の可能性

(2) 通報内容等不正行為とする根拠の合理性

(3) 第6条に定める調査可能性

(4) その他必要と認める事項

2 前項に基づき、統括管理責任者は、通報の受付から30日以内に、その調査結果を最高管理責任者に報告するとともに、事実関係の調査の要否を研究費の配分機関及び文部科学省に報告協議するとともに必要に応じて調査に応ずるものとする。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

3 最高管理責任者は、前項による報告に基づき、通報に係る不正行為が認められないと判断した場合は、事務局次長を通じてその旨を通報者に通知するものとする。この場合、調査機関は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び通報者の求めに応じ、開示する。

(調査委員会の設置)

第5条 最高管理責任者は、前条により実施された予備調査の結果、不正行為または悪意による通報の可能性について調査を要すると認めたときは、30日以内に別に定める不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置して事実関係を調査するものとする。またその旨を配分機関及び文部科学省に報告する。

2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

(本調査の実施)

第6条 調査委員会は、次の各号に定める方法で、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査し、認定する。

- (1) 被通報者及びその関係者、または通報者からの事情聴取
- (2) 当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等、必要と判断される資料の調査
- (3) 研究費の支出に係る書類の収集及び分析
- (4) 研究費の支出の相手方からの事情聴取
- (5) 研究費の使用ルールとの整合性の調査
- (6) 通報の際に提示された合理的根拠の正当性の調査
- (7) 当該研究活動のほか、調査に関連した被通報者の他の研究活動など、その他必要と認められる事項の調査

2 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮する。

(調査への協力)

第7条 被通報及びその関係者は、調査委員会の調査に積極的に協力し、調査の証拠となるような資料等を保全しなければならない。

2 被通報者及びその関係者は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第8条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の方法と手続の適正性並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(不正行為か否かの認定)

第9条 調査委員会は、前条第1項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 不正行為に関する証拠が提出された場合、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。

(調査結果の報告)

第10条 調査委員会の長は、調査委員会設置の日から60日以内又は通報の受付から210日以内のいずれか早い日に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における監理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査の結果通知及び報告)

第11条 最高管理責任者は、調査委員会による調査の実施を決定した場合は、証拠となる資料等の保全措置をとり、必要に応じて、被通報者に対して、研究費の使用停止を命ずることを含め、当該調査の対象となる研究活動を制限するものとする。

2 最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、通報者及び被通報者に通知するものとする。

3 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、その最終報告書を研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。なお、通報の受付から210日以内に不正行為等の最終報告書がまとまらない場合においても、調査の進捗状況報告及び中間報告を研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。また、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関および文部科学省に提出する。調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

5 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は、通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。また、悪意に基づく申立と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に通知し、研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨・理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。先の調査結果を覆すに足る資料の提出等により再調査を開始した場合で、不正行為と認定された被通報者等から不服申し立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告しなければならない。

5 調査委員会は、不服申し立ての却下の決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、再調査結果を、通報者及び被通報者等に通知し、研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

(再調査の指示)

第13条 最高管理責任者は、第9条及び第11条第4項の報告に基づき、さらに十分な調査が必要であると認めるときは、調査委員会に対して再調査を指示することができる。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、不正行為があったと認められるときは、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名、所属及び職名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

2 不正行為が行われなかったと認定された場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく通報の認定があった場合

も調査結果を公表する。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第15条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が大学教員のときは、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、当該調査の対象となる研究活動を制限し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則及び公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則等関係規定（以下「就業規則」という。）に基づく懲戒処分等の適切な手続きを講ずるものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第16条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査に関係した者に通知し、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が大学教職員の場合は前条の例にならい就業規則に基づく処分等適切な手続きを講ずるものとする。

(通報者の保護)

第17条 通報者について、通報したことのみを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

(被通報者の保護)

第18条 被通報者について、通報されたことのみを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

(義務等)

第19条 この要項に定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。

(2) 自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(3) 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(4) 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(事務)

第20条 調査委員会の事務は事務局総務課で行う。

(その他)

第21条 この要項に定めのない事項については、最高管理者責任者によって別途定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年12月13日から施行する。